

持続的成長を目指す企業へ

# JPBM

## Plus Mail News

このメールは、一般社団法人 日本中小企業経営支援専門家協会がお届けする、  
中小企業と専門家に役立つ知的情報ニュースです。

平成 27 年 1 月 22 日

subscriber 様

いつもJPBMをご愛顧頂き、誠にありがとうございます。  
JPBM PLUS MAIL NEWS No.47 をお届けいたします。



### 平成27年度税制改正大綱が公表される。日本経済高揚へのカンフル剤となるか！？

自民・公明両党は昨年末30日、平成27年度税制改正大綱を決定・公表しました。昨年末の衆議院選挙の大勝を受けて、アベノミクス推進のカンフル剤となるべく、政策的意図を強く持った改正内容になった形です。

主要項目の主な概要は以下の通りです。

#### I. デフレ脱却・経済再生に向けた税制措置

- (1)成長志向に重点を置いた法人税改革(・実効税率引き下げ・外形標準課税の拡大・繰越欠損金の控除縮小・株式配当への課税強化・研究開発減税の縮小等)
- (2)高齢者層から若年層への資産の早期移転を通じた住宅市場の活性化(贈与税非課税枠の拡充・新設)
- (3)投資家の裾野拡大・成長資金の確保(・ジュニアNISA創設等)

## II. 地方創生・国家戦略特区

- (1)地方拠点強化税制の創設
- (2)ふるさと納税促進
- (3)外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充
- (4)結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設等

## III. 社会保障・税一体改革

- (1)消費税引上げ時期の変更に伴う対応(・住宅取得に係る措置・車体課税の見直し・消費税の軽減税率制度:平成29年度からの導入目標)

## IV. 固定資産税(・危険な空家撤去へ優遇停止等)

## V. 国境を超えた取引等に係る課税の国際的調和に向けた取組み(・富裕層の株含み益への税逃れ対策強化)

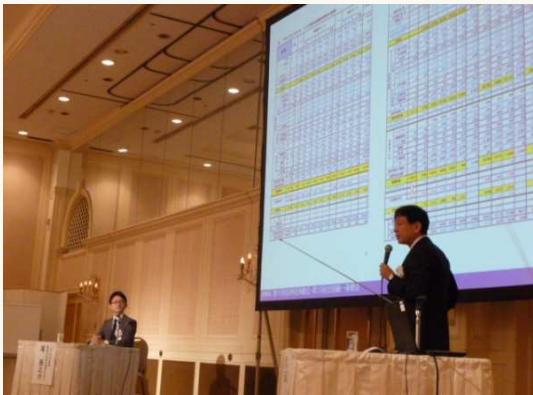
JPBMでは一般経営者に向けて20有余年の実績を持つ「改正税法の手引き」を今年も発行します。また1月会員研修ではJPBM顧問で筑波大学名誉教授の品川芳宣氏がOSS研修を行います。ご期待ください。

平成27年度の税制改正(内国税関係)による増減収見込額

改 正 事 項	平年度	初年度
<b>1. 法人課税</b>		
(1)法人税率の引下げ	▲ 6,690	▲ 4,570
(2)所得拡大促進税制の拡充	▲ 340	-
(3)研究開発税制(総額型)の特別試験研究費控除の拡充	▲ 300	▲ 230
(4)欠損金の繰越控除制度の見直し	3,970	1,630
	( 1,920 )	
(5)受取配当等の益金不算入制度の見直し	920	710
(6)租税特別措置の見直し	1,790	1,410
(7)地方拠点強化税制の創設	▲ 100	▲ 20
法人課税 計	▲ 750	▲ 1,070
<b>2. 個人所得課税</b>		
(1)ジュニアNISA(仮称)の創設	▲ 150	-
(2)NISAの年間投資上限額の引上げ	▲ 50	0
(3)確定拠出年金制度の拡充	▲ 20	-
個人所得課税 計	▲ 220	0
<b>3. 消費課税</b>		
(1)自動車重量税のエコカー減税の対象範囲の見直し	▲ 190	▲ 170
(2)国境を超えた役務の提供に対する消費税の課税の見直し	70	10
(3)旧3級品の紙巻たばこに係るたばこ税の特例税率の廃止	10	-
消費課税 計	▲ 110	▲ 160
<b>合 計</b>	<b>▲ 1,080</b>	<b>▲ 1,230</b>



平成26年度中小企業向け補正予算発表、施策の活用と同時に求められる利益管理体制の構築！



このほど平成26年度補正予算案が発表され、経済産業省関連では、3,090億円の中小企業・小規模事業者等への対策予算が計上されました。

中でも、「ものづくり・商業・サービス革新事業(ものづくり・サービス補助金)」に1,020.4億円、「小規模事業者に焦点を当てたパッケージ支援」に252.2億円と、実業支援に大きな予算が割かれています。

主力商品に磨きを掛け、本気で成長軌道を模索する企業に施策の後押しが添えられます。ただ難しいのは社員の自発的な利益管理体制をどう根付かせるかです。

JPBMでは、独)中小企業基盤整備機構との共催セミナー(無料)において、会社の成長プロセスに応じた利益管理体制を構築することができる、生き残りをかけた中小企業経営の「秘策」を伝授します。

取り入れた会社の成功事例も交えて、会社がダイナミックに変わる経営手法を実感してください。



勝ち組の「IT経営」導入企業へ追いつけ！小規模企業が活かせるITの切り札「DB経営」とは！？

経済産業省では、平成19年から25年にかけて、「中小企業IT経営力大賞」を実施、多くの成果事例の発掘を進め、各事例を業種や規模毎に検索できるサイトをアップしています。

また同省は新たに、成長に向けたIT利活用に焦点を当てた「『攻めのIT経営』中小企業百選」を始めました。今後3年間を目途に100社選定することで、各中小企業が参考にできるベストプラクティスを整備します。

昨今のネット通販やPOS活用の拡大にみるよう、これから「稼ぐ力」の向上はITが不可欠です。ただし、中小企業や小規模事業においては、導入コストや社内運用等に課題があり、戦力としてのIT利用まで踏み込めていないのが現実のようです。

JPBMでは、中小企業に向けた、稼ぐために必要な日々の情報をどう引き出し、貯めて、分析し、経営に活かすか、それをEXCELのみで実践できる手法(データベース(DB)経営)の修得会をスタートしました。

必要な情報(データ)の取り方は企業によって千差万別。経営者と一緒に考え、成長への足がかりを作るための最適なツールです。今後、JPBM内で活用事例のDB化を進めます。



## JPBM OSS (Open Sky School)のご案内

会員向け・無料講座:OSS会員研修(労務アドバイス)ご案内 (PDFファイル)

会員向け・無料研修:OSS会員研修(医業承継)ご案内 (PDFファイル)

会員向け・無料研修:OSS会員研修(事業承継)ご案内 (PDFファイル)

OSSについて詳しく知りたい方は [こちら](#) »

[OSSサンプル動画配信中！](#)

[医業承継小冊子発売中！！](#)

[「平成27年度改正税法の手引き」予約開始！！](#)

[経営管理会計OSS有料講座 絶賛配信中！！](#)

## 発行人情報

- ・編集・発行元:一般社団法人 日本中小企業経営支援専門家協会
- ・英文名:Japan General Incorporated Association of Professionals for Medium and Small Sized Business Management Ltd.(JPBM)
- ・〒101-0041 東京都千代田区神田須田町1-2-1 カルフル神田ビル9階
- ・TEL: 03-3253-4711(代) ／ FAX: 03-3526-3051 ／ Email: [info\(at\)  
jpbm.or.jp](mailto:info(at)jpbm.or.jp)

・このメールマガジンはJPBMの会員、セミナー、サービス等をお申し込み・ご案内させていただいた方へ、お送りしています。当アドレスは送信専用ですので、ご返送なさならないようお願い申し上げます。

- ・当メールマガジンへのお問い合わせは [info@jpbm.or.jp](mailto:info@jpbm.or.jp) まで。
- ・掲載記事および写真の無断使用・転載を禁じます。

中小企業経営にプロの知恵

**JPBM** 一般社団法人 日本中小企業経営支援専門家協会